

皆さんこんにちは。青森市勝田で会計事務所を経営している、公認会計士・税理士の西谷俊広です。今回から2回にわたって、ドクターの相続対策のお話です。

一般的にドクターは相続財産が多く、相続人に多額の相続税の負担が生じる場合があります。相続税の特徴として相続発生時、つまり亡くなった時点の資産や負債を変更することはできません。節税策としては

生前の段階で資産を圧縮するか、遺産分割の段階で相続税額が最小になるように遺産を分割することになります。

相続税の場合、小規模宅地の特例や配偶者の税額控除など、相続税法本体に税額を軽減できる仕組みが整っているため、これらを利用するだけでも相続税額は圧縮可能です。特例は誰が相続するかによって適用できるかどうかが異なり、また適用するための要件があるので注意が必要です。逆に、後継者に財産を集中させたい場合など、相続税額を減らすことが必ずしも最良と言えない場合もあります。

に、相続税の節税にもなりませぬ。給料をもらっているということは配偶者本人の資産形成が可能となるからです。相続税の調査で一番問題となるのは名義預金です。これは、口座名義が配偶者であっても配偶者に収入源がない場合に

で相続財産から切り離すことが可能となります。

2. 配偶者の税額控除

相続税には「配偶者の税額控除」の特例があります。これは、配偶者については夫婦共同で財産を形成してきたと

の時、配偶者には相続税がかかりませぬ。法定相続人が配偶者だけの場合は、配偶者の法定相続分は遺産の全額となるので、相続税額はゼロとなります。

配偶者の税額控除を利用することで相続税額を圧縮できますが、自然の摂理からするとドクター本人の相続（二次相続）の次は配偶者の相続（二次相続）が発生することになります。単純に考えると、一次相続で引き継いだ金融資産は費消されていくので、二次相続が発生する時には金融資産は減少しており、相続税額は少なくなる可能性があります。一方、不動産や

株式などは時価が変動しますから二次相続が発生した時には価値が上がっているかもしれません。また、一次相続で引き継いだ財産以外に配偶者本人にも固有の財産があるかもしれませんし、二次相続の時には相続人が減っているため基礎控除額も少なくなるでしょう。その場合には課税対象額がそれなりの金額になりますので、相続税額は相変わらず高額となるかもしれません。また、後継者がいる場合には、後継者に担保余

力のある資産を相続させるなど、税金以外の要因を優先したほうがよいこともあります。

筆者紹介



西谷俊広（にしやとしひろ）。公認会計士、税理士。昭和43年青森市生まれ。函館ラサール高校卒、東京外国語大学英米科卒、監査法人トーマツ勤務、国際協力銀行勤務を経て平成13年に帰青。三浦公武税理士事務所、西谷律男税理士事務所、阿部陽一税理士事務所を継承し現在に至る。平成28年6月より、みちのく銀行社外取締役（現任）。

医業

学ぶ

知る 税務

1. 青色専従者給与

所得税の節税であると同時に

は、配偶者は資産形成できる余地がありません。そのため、配偶者名義の口座でもドクター本人の預金として相続財産に算入されるということです。生前から配偶者に給料を支払っていれば、配偶者の預金口座に預金があっても配偶者固有の財産ということの

いうことに鑑みて、法定相続分もしくは1億6千万円までの相続分には相続税をかけるという特例です。法定相続人が配偶者と長男・次男で、法定相続分どおりに遺産を分割すると配偶者は1/2、長男・次男はそれぞれ1/4を相続することになります。こ

一方、不動産や

には課税対象額がそれなりの金額になりますので、相続税額は相変わらず高額となるかもしれません。また、後継者がいる場合には、後継者に担保余

力のある資産を相続させるなど、税金以外の要因を優先したほうがよいこともあります。

